

資料Ⅰ 友好交流都市締結の経緯と概要

(1) 友好交流都市とは

「友好交流都市」とは、都市間交流の形態のひとつです。ほかに「姉妹都市」「友好都市」などがあります。

姉妹都市は第2次世界大戦後、荒廃したヨーロッパを救う目的で互いにゆかりのある欧米の都市間に友好関係が結ばれたのが始まりで、その後、幅広く国際親善、文化交流、相互理解も含むようになりました。

友好都市は、「平等互惠」を尊重する中国が、上下関係を連想させる「姉妹」という言葉を敬遠し、代わりに「友好都市」という言葉を使うようになったもので、姉妹都市と内容的には変わりません。

本市においては、民間の国際交流活動の活発化、国際化の進展に伴い、世界の様々な国々の都市と友好交流を推進する立場から、

「友好交流都市」という名称を採ることとしました。幅広いネットワークを諸都市と築き、相互訪問、異文化理解のための交流のみならず、お互いの行政課題についての情報交換など、多方面において多様な交流・協力活動を行い、本市及び相手都市の発展や、国際平和及び国際協力活動に貢献するものとし、

交流を一時的なものではなく永続的に続けるため、さらに、今後の都市間交流に一定の

ルールを確立するためにも、友好交流都市提携を行っています。

(2) 友好交流都市締結の経緯

■ 中華人民共和国重慶市江津区

○提携：1999(平成11)年11月18日

都城市と重慶市江津区との関係は、日中戦争中の1940年に中国の八路軍の将軍（聶栄臻、1955年より元帥）が、日本人少女（梶美穂子さん、現在本市在住）を救出したことが縁となっています。

1980年に梶さんが中国に招かれ、1986年には本市の助役（当時）を団長とする訪問団が梶さんと共に中国を訪問しました。そのころ、重慶江津市（当時。2006年10月22日に名称変更）と本市の友好都市提携について、将軍から既に提案がありました。

その後、さまざまな交流を重ね、1999年6月に、中国側から再度友好交流都市提携について提案がありました。重慶江津市が中国国内でも有数の農業・畜産地域であるなど本市との共通点が見られること、また、元帥が



中国の建国の英雄として中国国民の尊崇を集めていることから、同年 9 月定例会市議会で重

ル市長が本市を訪問した際、提携合意書に両市市長が署名を行いました。

慶江津市との友好交流都市の提携について承認されたのち、11 月 18 日に重慶江津市で開催された、元帥の生誕百周年記念式典に本市市長が出席した際に、提携合意書に両市市長が署名を行いました。

(3) 都市の概要

■ モンゴル国ウランバートル市

○提携：1999(平成 11)年 11 月 22 日

都城市とモンゴル国との関係は、1993 年の、モンゴルに風力発電機を贈るという民間の協力活動に始まり、その後様々な民間交流が広がりました。

1998 年 2 月に、ウランバートル市で本市を紹介する写真展が開催され、同年の 8 月には、ウランバートル市長の招きで本市市長及び市議会議長が訪問した際、ウランバートル市及びその市議会から、本市との友好交流都市提携の提案がされました。

また本市においては、都城・ウランバートル友好協会が設立され、その後、この協会は様々な交流・協力活動を展開しました。

1999 年 9 月定例会市議会でウランバートル市との友好交流都市の提携について承認されたのち、その年の 11 月 22 日、ウランバートル

■ 中華人民共和国重慶市江津区

中国内陸の中心都市である直轄市重慶市に属す。面積 3,200 平方kmで、人口は約 145 万人。1992 年に市制施行。

年平均気温は 18.4 度、1 月の平均気温は 7.7 度、7 月の平均気温は 28.5 度、年平均降水量は 1030.7 mm。工業、商業、農業が発達し、特に農業では、豚及び柑橘類の中国有数の生産基地です。また、鉍産物、天然ガスなどの埋蔵資源も豊富です。観光名所にも恵まれ年間 150 万人が訪れます。

日本からの交通としては、成田から重慶まで直行便が就航しています。

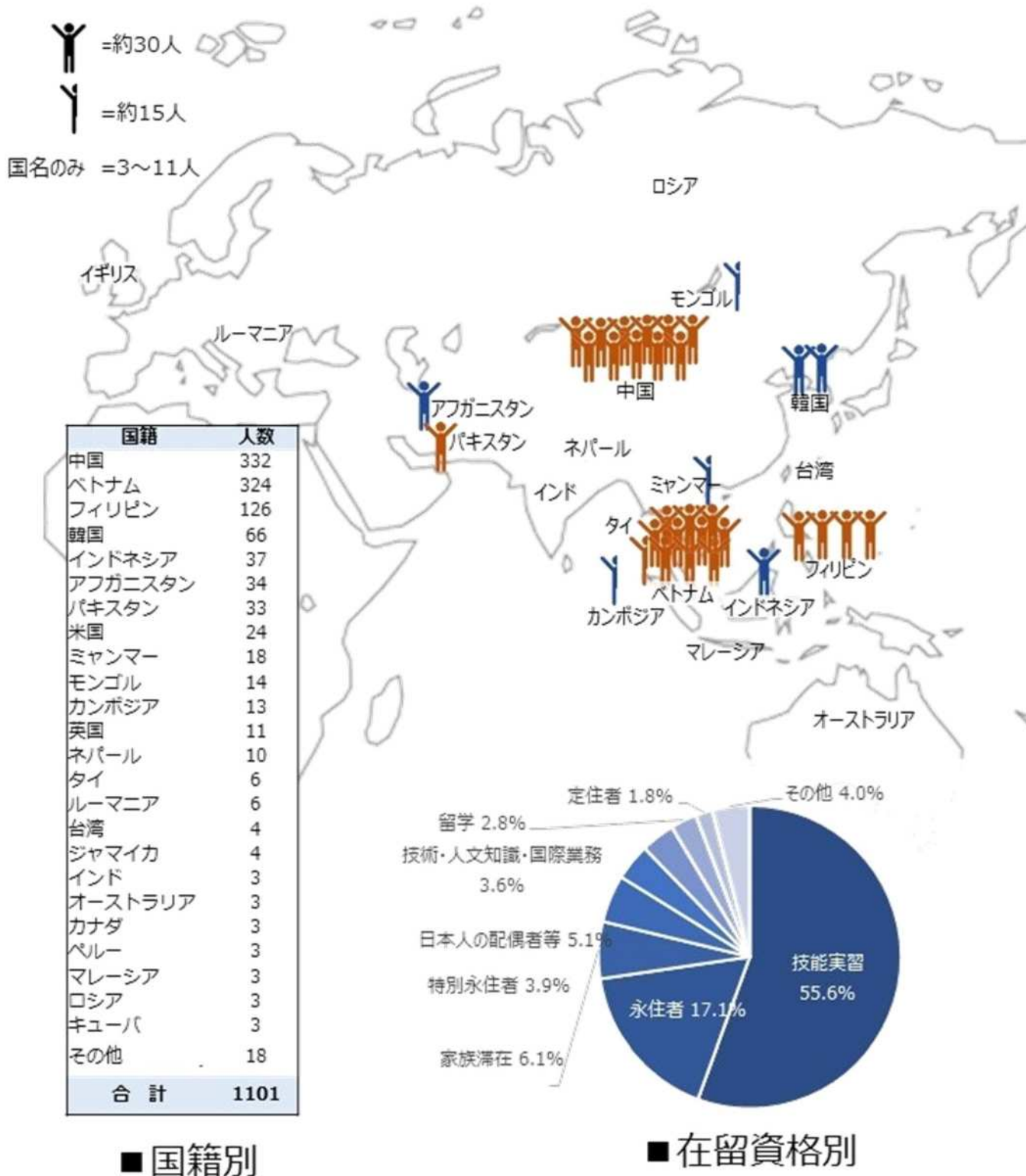
■ モンゴル国ウランバートル市

モンゴル国の首都。面積 4,700 平方kmで、モンゴル国総人口の約 45%、139 万人が居住しています。2019 年で市制 380 周年。

四方を山に囲まれた盆地で、標高 1350m。四季があり、平均気温は夏 15 度、冬 -19 度で、年平均降水量 242.7 mmの大部分が夏に集中します。近代的高層住宅や工場と伝統的移動式住居ゲルが共存する大都市です。郊外には大草原が広がり、遊牧民が伝統的遊牧生活を営んでいます。日本からの交通としては、成田空港からウランバートルまで直行便が就航しています。



資料Ⅱ 都城市の外国籍の市民の概要





(資料：2017 年末現在住民基本台帳)

資料Ⅲ 国際化に関する意識調査結果

(1) 調査の概要

①調査目的

第2次都城市国際化推進プランを策定するにあたり、基礎資料とするために実施する。

②調査方法

郵送自書式

③調査時期

2017年6月

④調査対象

(ア)2017年5月1日時点で満18歳以上の外国籍の市民(914人)

(イ)2017年5月1日時点で満18歳から満79歳までの日本人の市民3,000人（住民基本台帳より無作為抽出）。

⑤回答数

(ア)302人（回答率33%）

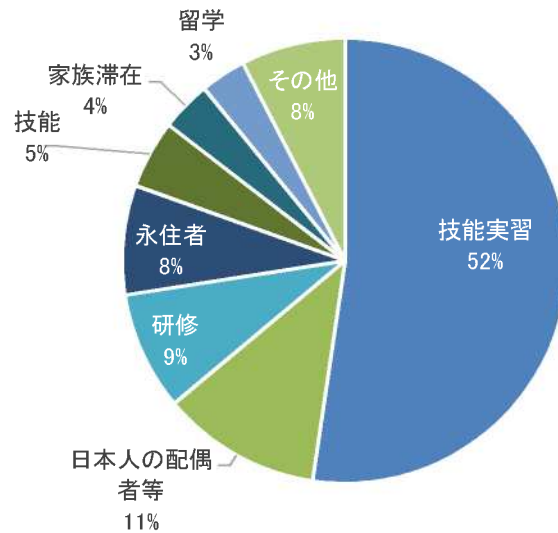
(イ)942人（回答率31%）



(2) 調査結果 (ア)外国籍の市民の回答(n=302)

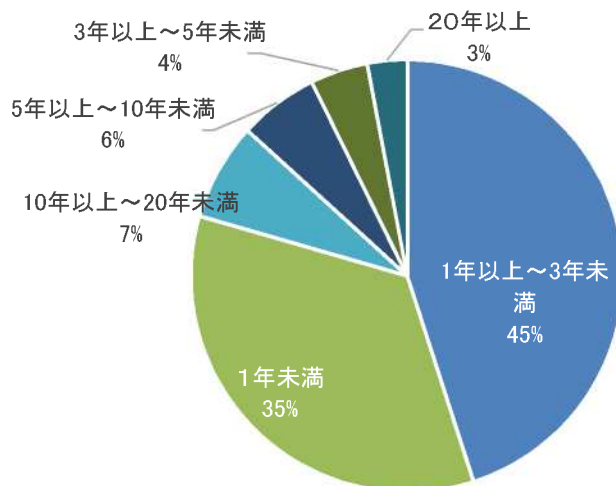
■ 基礎情報

設問1 あなたの在留資格はどれですか。



○回答者の半数以上が、企業等での技能実習の在留資格で本市に住んでいます。

設問2 あなたは通算して都城市にどのくらい住んでいますか。

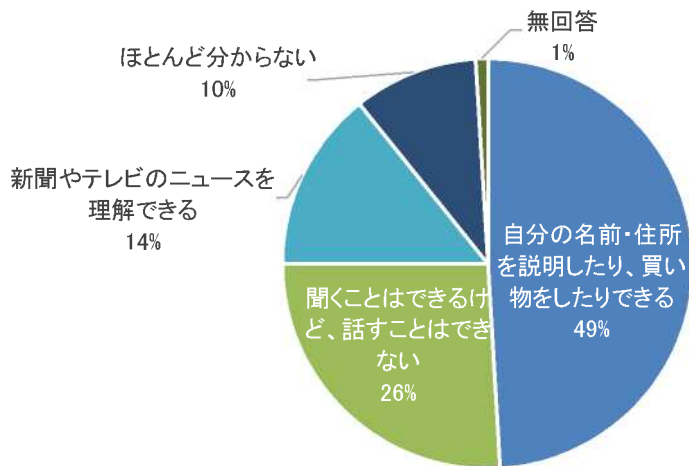


○技能実習での在留期間は最長3年間（当時）であるため、1年未満から3年未満の居住年数が多くなっています。

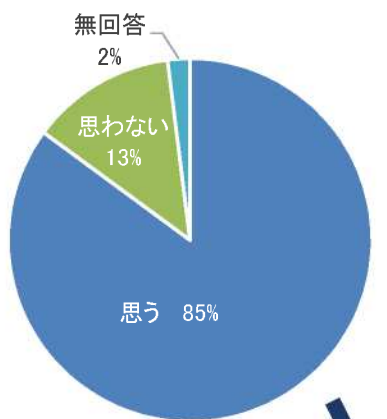
（※2017（平成29）年11月法改正により在留期間が最長5年となっています。）

■ 日本語能力や学習について

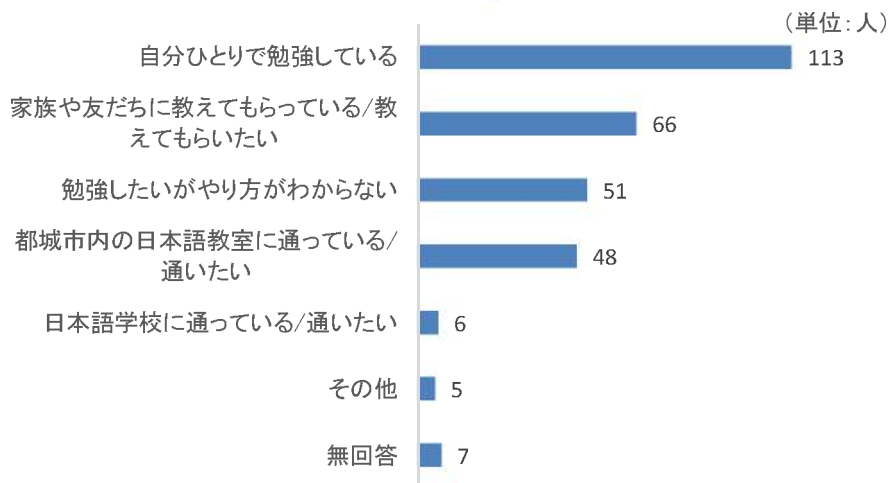
設問3 あなたの日本語の能力はどのくらいですか。



設問4 あなたは日本語を学びたいと思いますか。



設問5 あなたは日本語をどのように勉強しますか。または勉強したいですか。

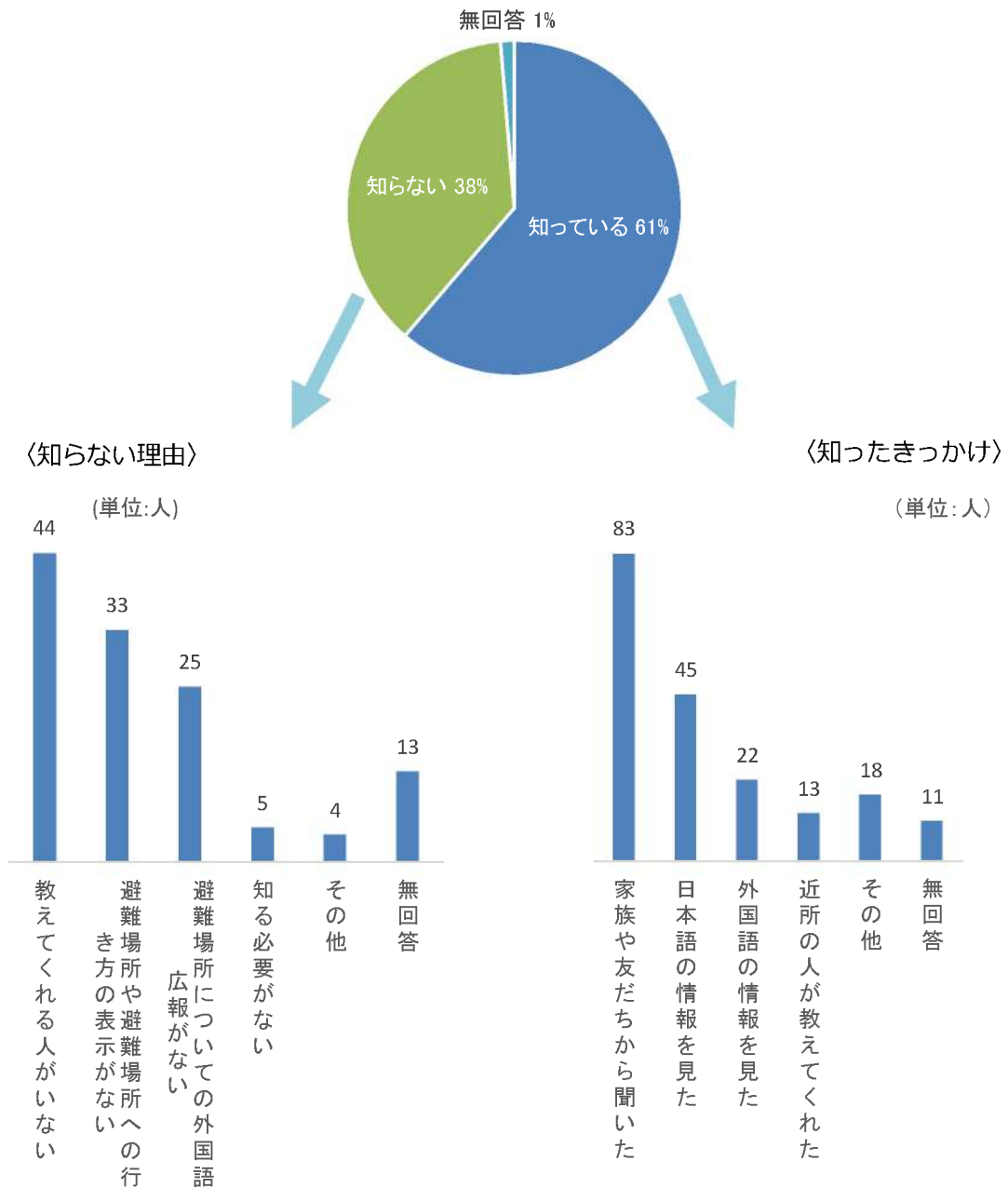


■ 防災について

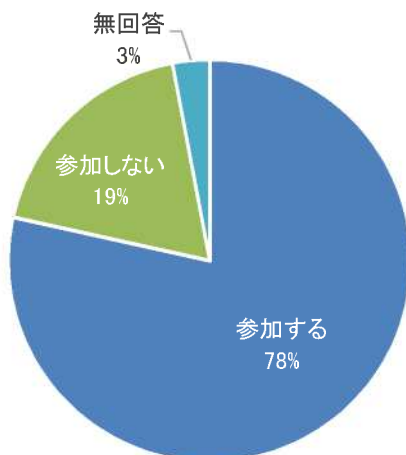
設問6 あなたは、地震や台風などの時の避難場所（逃げるところ）を知っていますか。

設問7 あなたは避難場所（逃げるところ）をなぜ知っていますか。

設問8 あなたは、なぜ避難場所（逃げるところ）を知りませんか。

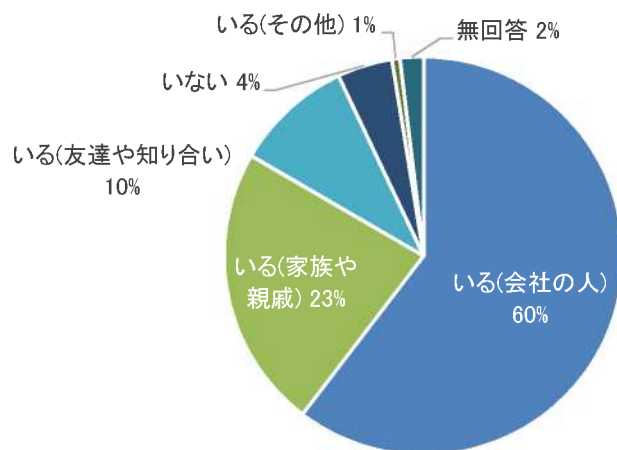


設問9 あなたは、防災訓練があれば参加しますか。



○回答者の約80%が、防災訓練に参加したいと考えています。

設問10 あなたは、地震や台風などの災害の時、頼れる人はいますか。



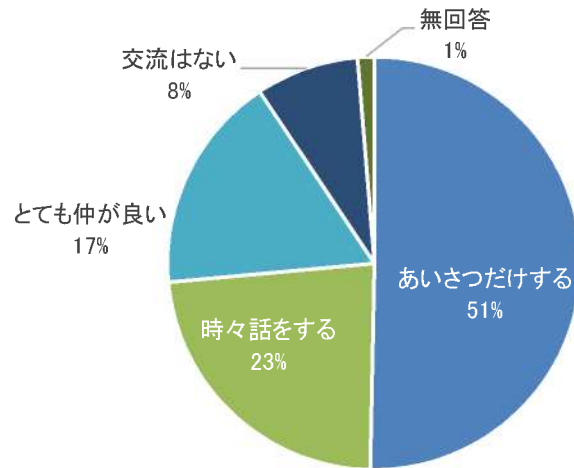
※設問10で「いない」と回答した人のみ

設問11 都城市では、日本語によるコミュニケーションが困難で、災害の時に頼れる人がいない人のために「個別支援計画書」を作ります。あなたは、この計画書へ登録しますか。

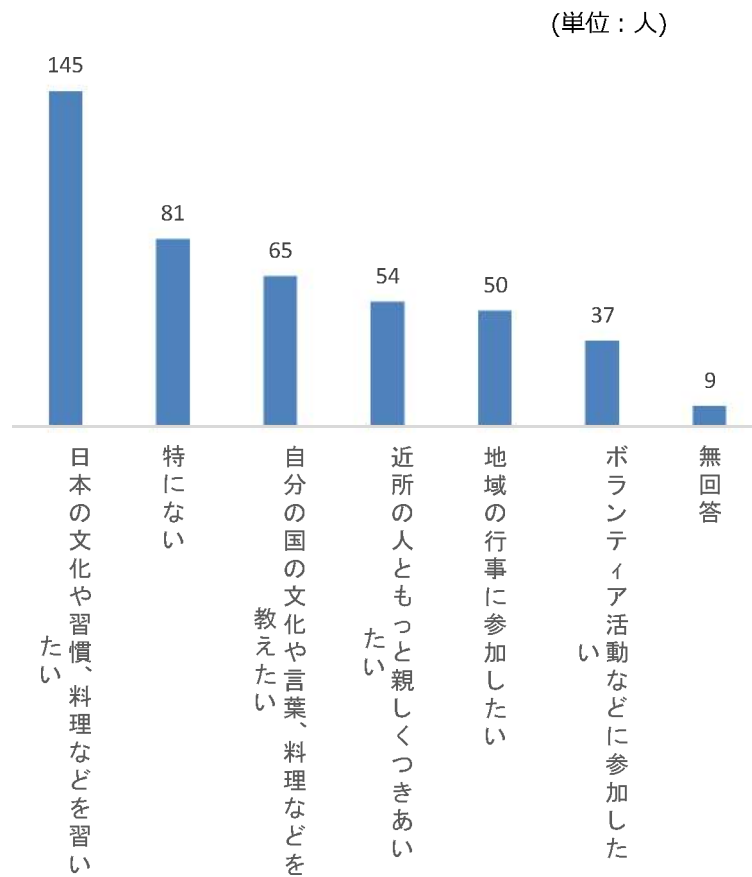


■ 地域での交流について

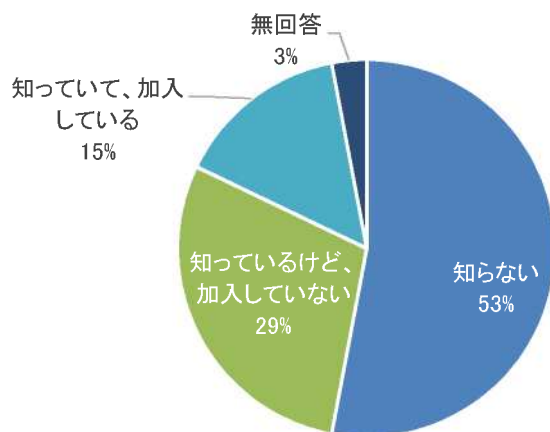
設問 12 あなたは、近所に住んでいる日本人と、交流しますか。



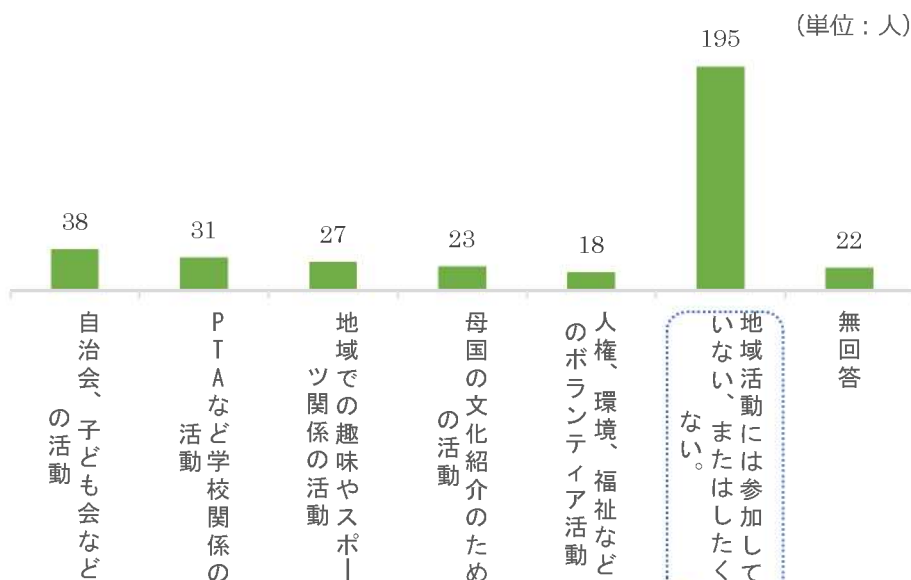
設問 13 あなたは、日本人とどのような交流をしたいと思いますか。



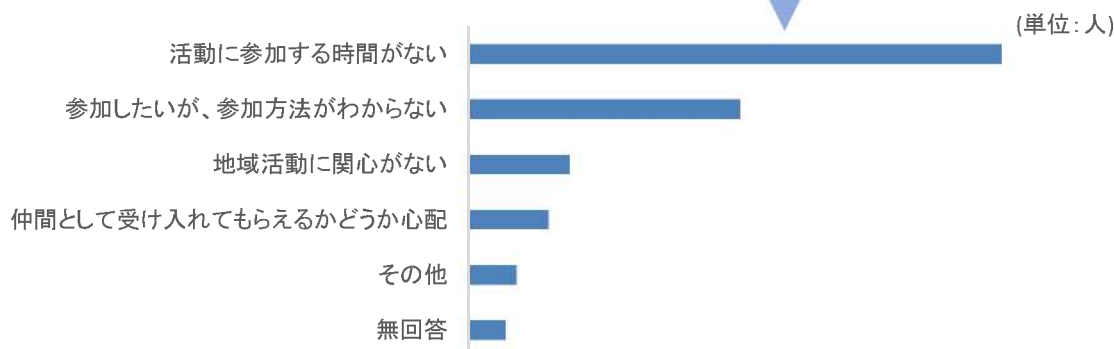
設問 14 あなたは、都城市内の地区ごとに「自治公民館」や「班」などの組織があることを知っていますか。また、その組織に入っていますか？



設問 15 あなたは、近所のイベントに参加したことがありますか。または、したいですか。

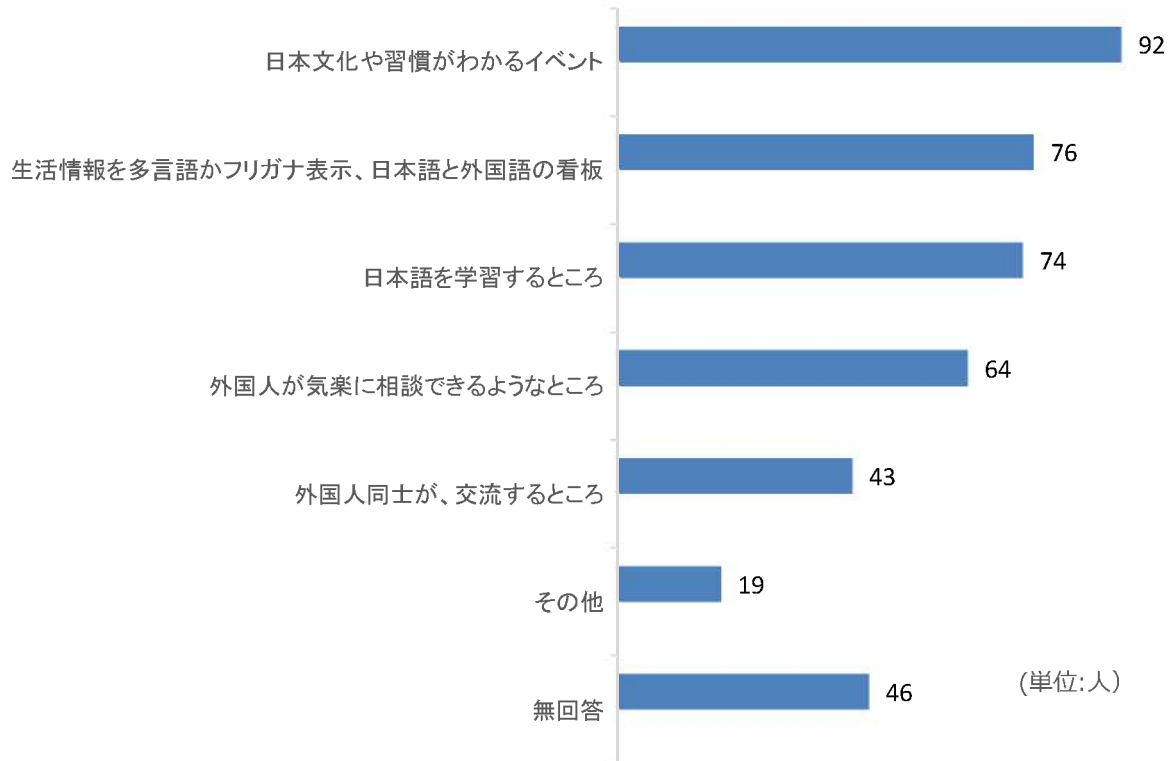


設問 16 活動になぜ参加しないのですか。



■ 本市での生活について

設問 17 あなたは、都城での生活で足りないと感じているものがありますか。

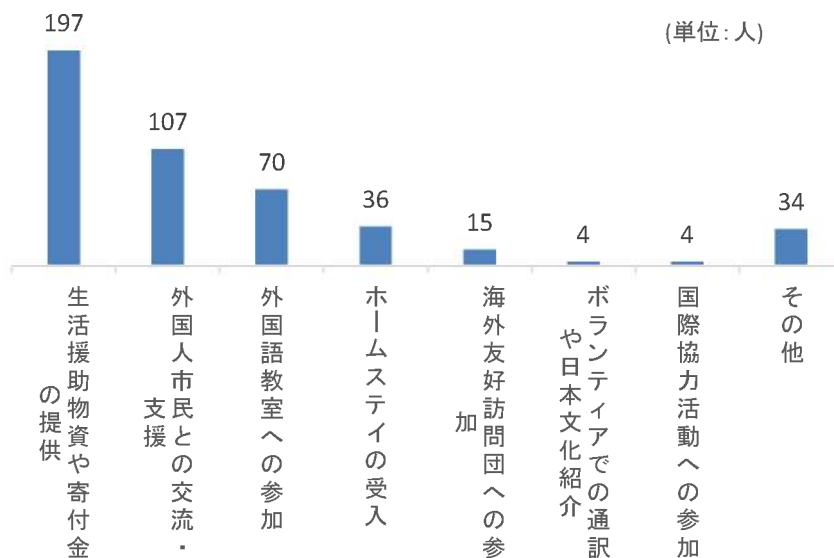


この調査を通じて、本市に住んでいる外国人は、日本文化への関心が高いものの、時間がない、また情報を得る手段が不足していると感じていることが分かります。

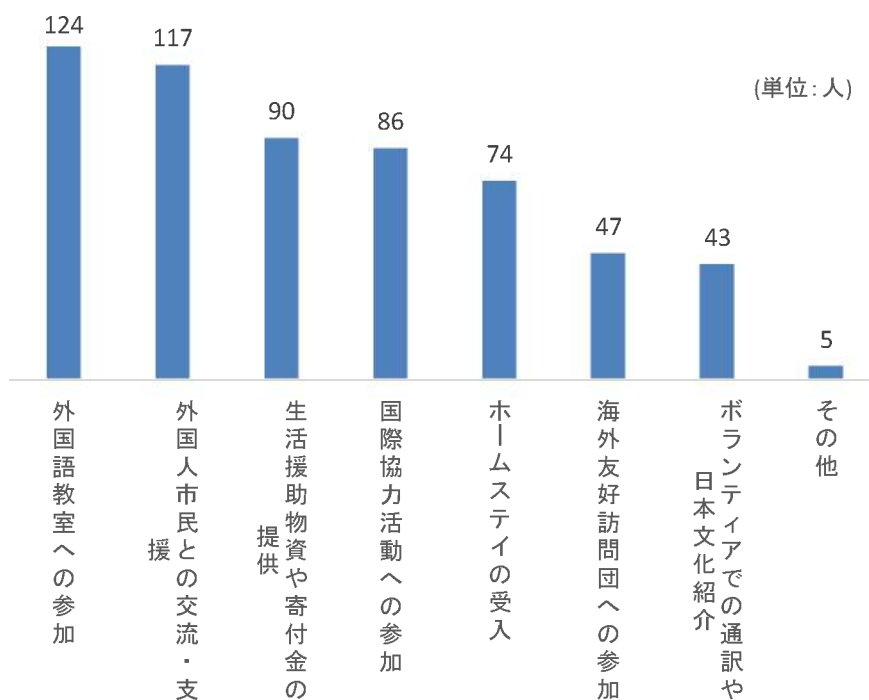
(3) 調査結果 (イ) 日本人の市民の回答(n=942)

■ 国際協力・交流の興味・関心について

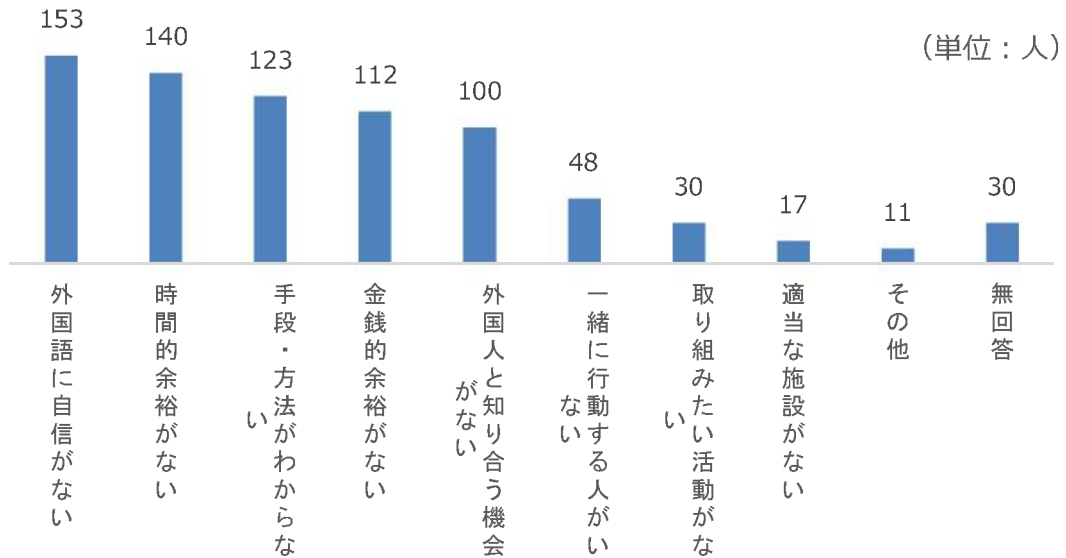
設問1 あなたが、これまでに行ったことのある国際協力・交流活動をすべてあげてください。



設問2 あなたが、これまでに参加しようとして実行できなかった国際協力や交流活動を、全てあげてください。



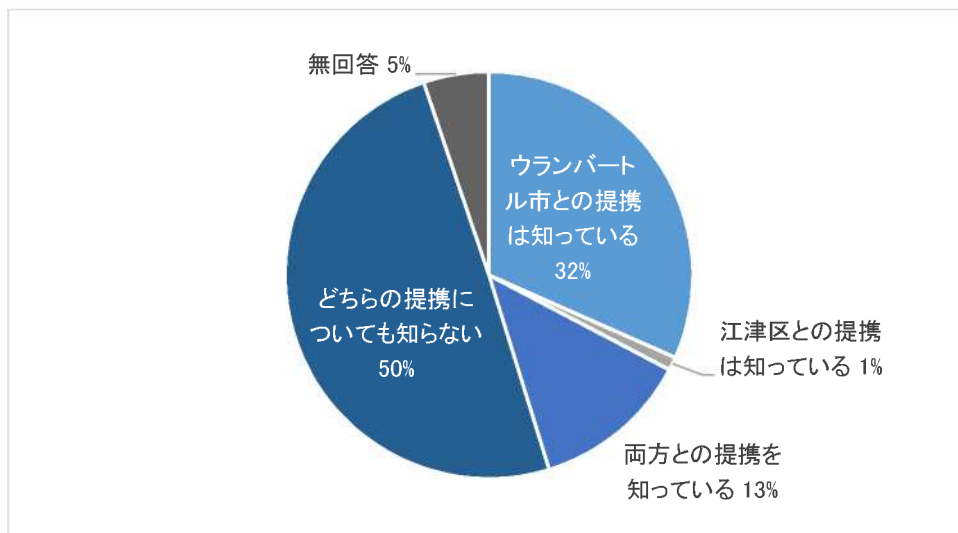
設問 3(設問 2 で該当する活動があった方に)その活動に参加できなかった理由を、すべてあげてください。



○国際交流活動に関心があるものの、外国語に自信がないことを理由に、活動に参加できない市民がいることがわかります。一方、外国語での会話を必要としない国際協力活動には積極的に参加していることがわかります。

■ 友好交流都市事業について

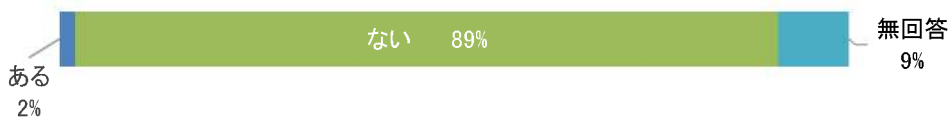
設問 4 あなたは、都城市が中国重慶市江津区及びモンゴル国ウランバートル市と友好交流都市の提携を行っていることを知っていますか。



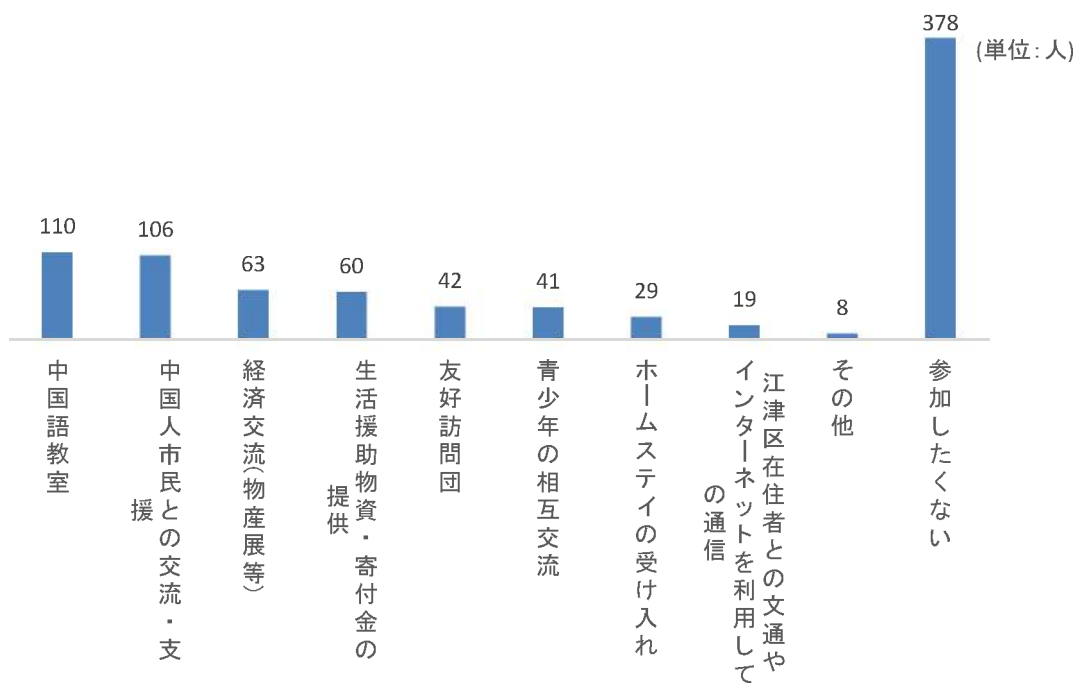
※小数点以下を四捨五入しているため、構成比合計が 100 になりません。

資料Ⅲ 国際化に関する意識調査結果

設問5 あなたはこれまでに、都城市と江津区の友好交流都市事業に参加したことがありますか。



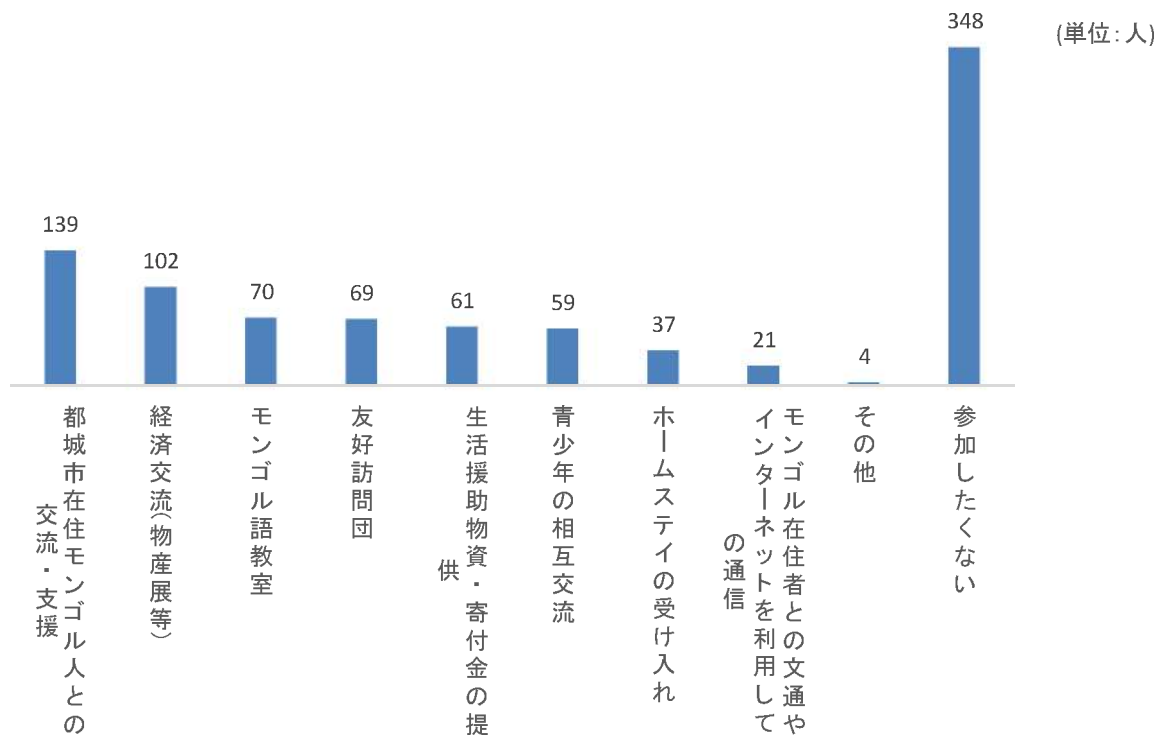
設問6 都城市と江津区の友好交流都市事業の中で、あなたが今後参加したい、または家族の方に参加させたいと思うものは何ですか(複数回答)



設問7 あなたはこれまでに、都城市とウランバートル市の友好交流都市事業に参加したことがありますか。



設問8 都城市とウランバートル市の友好交流都市事業の中で、あなたが参加したい、または家族の方に参加させたいと思うものは何ですか。



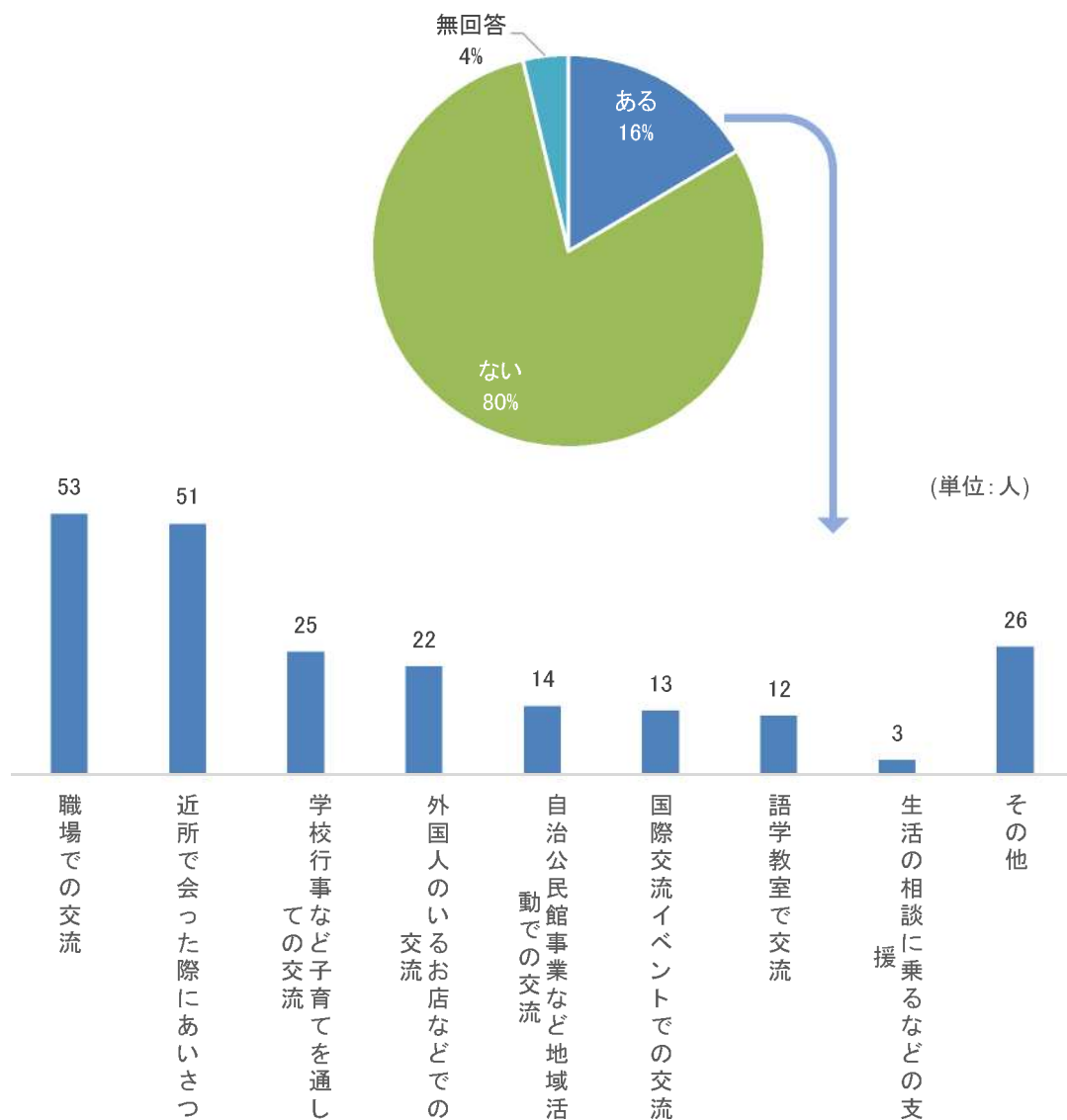
■ 多文化共生社会について

設問 9 あなたは外国の方を身近に感じますか。



設問 10 あなたは都城市に住んでいる外国の方との交流がありますか。

設問 11 あなたは外国の方とどのような交流をしていますか。(複数回答)

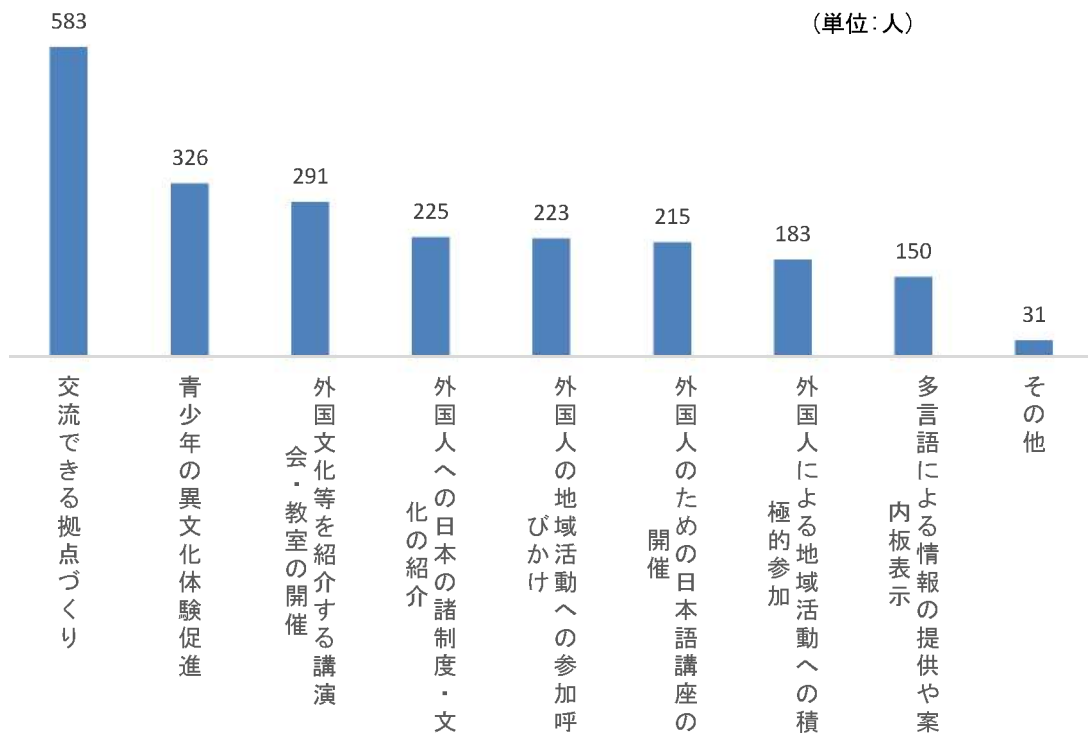


○職場や地域など、身近な場面で外国人と日本人の市民の交流が行われています。

設問 11 あなたが交流している外国の方の国籍はどこですか。(複数回答)

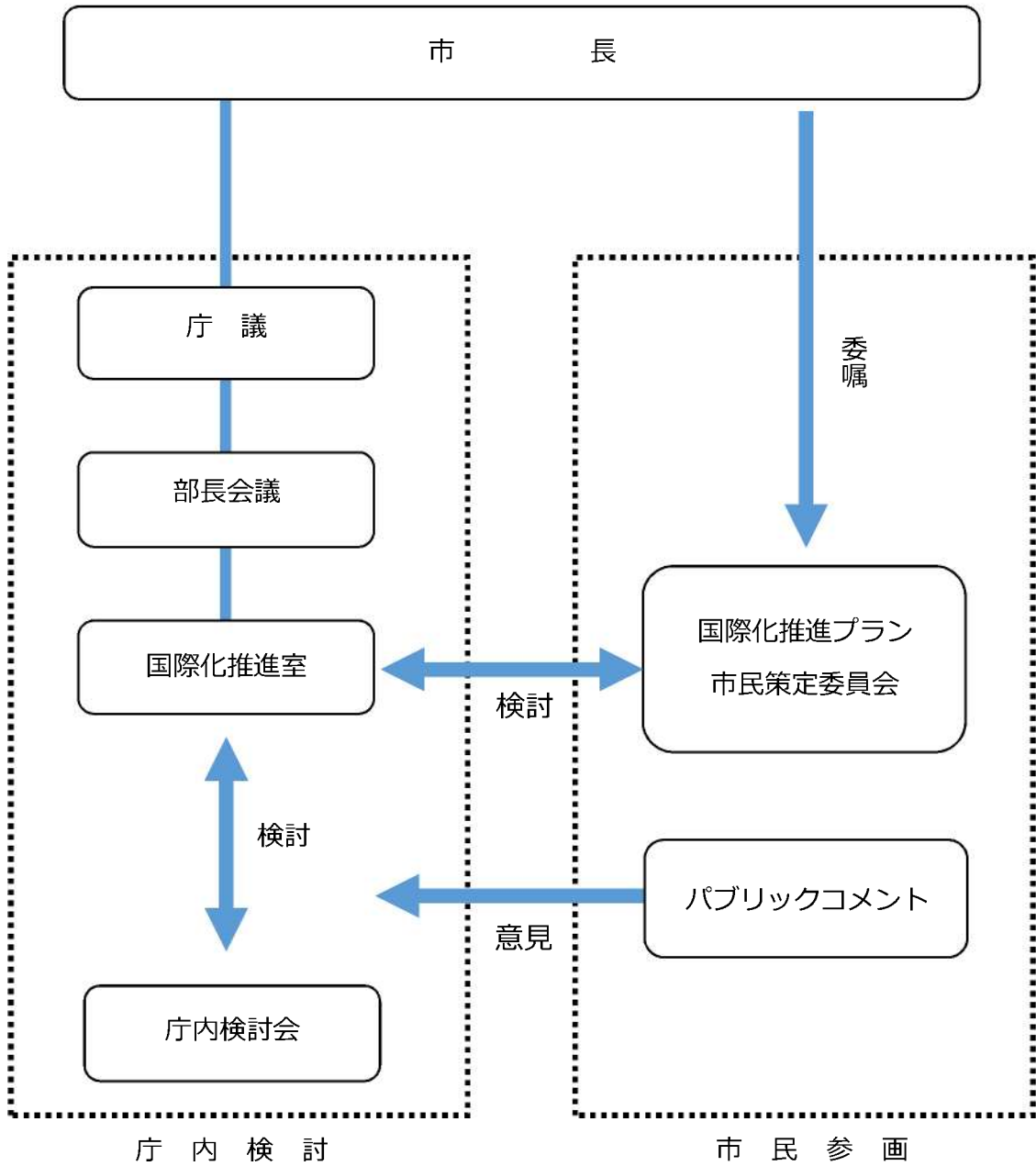


設問 12 あなたは都城市で多文化共生が進むためには、どのような取組みが有効だと思いますか。(3つ選択)。



この調査を通じて、国際交流や協力を身近に行う機会を作ることが、多文化共生社会の創造につながると感じていることが分かります。

資料Ⅳ 第2次都城市国際化推進プラン策定の流れ



資料Ⅴ 第2次都城市国際化推進プラン市民策定委員会

(1) 名簿（五十音順、敬称略）

久保 秀夫（会長）	五代 梨紗	近藤 満	迫田 真紀子
鈴木 めぐみ	長井 ロレナ	堀口 伸明	福満 諭
三浦 浩子	李 昱（副会長）		

(2) 都城市国際化推進プラン市民策定委員会設置規程

（設置）

第1条 都城市における国際化推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定に当たり、政策形成への市民参加を図るため、市民が行政と協議し、提案を行う都城市国際化推進プラン市民策定委員会（以下「市民策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 市民策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 推進プランに関する市民の意見等の集約及び分析に関すること。
- (2) 推進プランの策定に向けての政策提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進プランの策定の推進に関すること。

2 市長は、市民策定委員会の協議結果、意見等を推進プランに積極的に反映させるものとする。

（委員）

第3条 市民策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、国際化に関心、意欲及び識見のある市民等のうちから市長が委嘱する。

2 前項の市民等とは、市内に住所を有する者又は市内に勤務している者であって、18歳以上のものとする。

3 委員の数は、10人以内とし、そのうち有識者を5人以内、外国人市民及び公募による者を若干名とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進プランの策定終了時までとする。

(組織)

第5条 市民策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、市民策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民策定委員会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に市職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(成果の報告)

第7条 会長は、市長に対して市民策定委員会の所掌に係る成果等の報告を行わなければならない。

(事務局)

第8条 市民策定委員会の事務局は、総合政策部国際化推進室に置く。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、会長が定める。

第2次都城市国際化推進プラン

発行日 2018年（平成30年）10月9日
発行者 都城市
編集 都城市総合政策部国際化推進室
宮崎県都城市姫城町6街区21号
電話 0986-23-2295（直通）
FAX 0986-23-3223
E-mail intl@city.miyakonojo.miyazaki.jp

新域

幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統